

大田区保育補助員募集案内

1 募集概要

大田区保育補助員は、区立（直営）保育園で臨時の・一時的に発生する保育補助業務を担う職です。ご希望の勤務時間にあった職に申込みください。（複数同時申込みも可）

採用選考は、業務の発生に応じて実施いたします。名簿登録された方で書類選考を行い、書類選考合格者に面接選考実施の連絡をさせていただきます。

※名簿登録された方が全て任用される制度ではありません。また、登録期間中に連絡がない場合もありますので、ご了承ください。

○ 勤務時間パターン

【令和6年4月時点】

	職名	勤務時間数	日数	給与（月額）
1	保育補助員	8時30分から17時15分 1日 7時間45分	週3日	118,296円
2	保育補助員 (配慮を要する児童対応等)	8時30分から17時15分の間で 1日 6時間	週4日	122,112円
3	保育補助員 (特例・延長保育対応) 午前	7時15分から12時30分の間で 1日 4時間		
4	保育補助員 (特例・延長保育対応) 午後	13時から19時30分までの間で 1日 4時間	週5日	103,494円

(1) 採用までの流れ

- ① 申込：申込書及び作文を直筆により記入のうえ、提出してください。
- ② 名簿登録：①の申込書及び作文の受領をもって、名簿登録を行います。
- ③ 業務の発生に伴い、採用選考の手続きを始めます。
- ④ 書類選考：名簿登録者の中から①の申込書及び作文により書類選考を行います。
- ⑤ 意向確認：④書類選考の合格者に対して、面接選考受験の意向確認の連絡をします。
- ⑥ 面接選考：保育園にて、面接選考を行います。
- ⑦ 合否結果：面接選考受験者に対して、合否結果を通知します。
- ⑧ 採用

(2) 名簿登録期間

名簿登録期間は、申込日から1年間です。

選考の結果、採用に至らなかった場合は登録期間内に限り名簿登録を継続します。

登録期間を過ぎると名簿から削除されます。その場合の連絡はいたしません。再度名簿登録を希望される方は、あらためて申込書及び作文を提出してください。

登録した情報について、変更・削除等の希望がある場合は、申込み・問合せ先までご連絡ください。

2 勤務条件等

職	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育業務の補助及びそれに付随する業務 ・園舎内の清掃等の環境整備 ・保育用具等の準備と片付け ・工作、縫い物 ・特例・延長保育時間帯における保育業務の補助 ・配慮を要する児童に関する保育業務の補助 等
任用期間	採用月が属する会計年度の3月31日までの間において、職務の遂行に必要かつ十分な期間を設定して定める期間 ※ 4月1日から翌年3月31日までを一会計年度としています。
勤務場所	大田区立保育園（区立民営化園を除く、直営園のみ）※敷地内禁煙
勤務時間 ・給与等	<p>① 1日実働 7時間45分・週3日 【月額 118,296円】 ② 1日実働 6時間・週4日 【月額 122,112円】 ③ 1日実働 4時間・週5日 【月額 103,494円】</p> <p>※ 職務内容によって、勤務時間帯は異なります。 ※ ①②は途中に1時間の休憩があります。 ※ 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、超過勤務をお願いする場合有。</p>
週休日	土曜日、日曜日及び月曜日から金曜日までの間で固定された曜日
休日	<p>① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日までの日。ただし、①を除く。） ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日</p> <p>※ 週休日と休日が重なった場合は、その日は週休日となり、直後の勤務日を休日とします（ただし、年末年始の休日を除く。）。</p>
休暇	任用期間が6月を超える場合は、年次有給休暇が付与されます。 その他、慶弔休暇等の特別休暇があります。 ※ 各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
諸手当 (相当額)	<ul style="list-style-type: none"> ・給与（月額）には、地域手当が含まれます。その他、通勤手当や超過勤務手当等が支給されます。 ・期末・勤勉手当は、任用期間が6月以上の場合に支給されます。
社会保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険：任用期間が2か月を超える場合、東京都職員共済組合（短期給付）及び厚生年金保険に加入となります。（年齢要件あり） ・雇用保険：任用期間が1月以上の場合に加入となります。 ・労働者災害補償保険：任用期間にかかわらず適用されます。
服務	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法の分限、懲戒及び服務に関する規定が適用されます。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されています。 ・大田区他所属の会計年度任用職員の職との兼業はできません。

3 選考方法等

申込みいただいた職ごとに名簿登録・選考を行いますが、選考方法、受験資格等は共通です。また、複数の職を同時に希望することも可能です。

(1) 受験資格

応募にあたり、保育士資格等の特別な資格は必要ありませんが、地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当する方は受験できません。

参考（地方公務員法で選考を受けることができないとされる者）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・大田区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く）

(2) 判断基準等

筆記（作文）	課題「あなたの有している知識や経験をどのように業務に活かせるか」 直筆（字数指定なし）
判断基準	
問題意識	職務にあたる視点で状況認識ができているか。 問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

面接	筆記選考合格者と面接を行います。 面接日時等の詳細は、保育園から電話でお知らせします。
判断基準	
知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務にあたることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務にあたることができるかどうか。

4 申込方法

所定の選考申込書（表面、裏面【作文課題】「あなたの有している知識や経験をどのように業務に活かせるか」）に必要事項を記入し、下記申込先へ郵送または持参してください。

申込書は、保育サービス課 または、区ホームページから取得できます。

(1) 申込書配布・提出先

大田区こども家庭部保育サービス課 保育職員担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 3階 21 番窓口

(2) 提出方法

- ① 郵送：提出書類一式を入れた封筒の表に「保育補助員採用申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所、氏名を明記し、郵送してください。
- ② 持参：受付は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。（土・日・祝日を除く）

5 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後 1 か月間（採用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- (3) 記載されている給与額等は、特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる可能性があります。変更となった場合は、内定者の方に改めて連絡いたします。

6 個人情報について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

◇ 大田区役所案内図 ◇

《申込・問合せ先》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大田区こども家庭部保育サービス課 保育職員担当
電話 03-5744-1278

【アクセス】

JR 京浜東北線・東急多摩川線・池上線
「蒲田駅」東口から徒歩 約 1 分
京浜急行線
「京急蒲田駅」西口から徒歩 約 10 分



◆勤務先保育園（区立直営23園）

保育園名	所 在 地
森が崎	大森南 二丁目2番15号
大森東一丁目	大森東 一丁目31番2-105号
大森西	大森西 二丁目20番17号
富士見橋	大森西 三丁目2番2-101号
馬込	中馬込 三丁目25番2号
池上第三	池 上 五丁目15番22号
入新井	中 央 二丁目16番17号
田園調布	田園調布本町 7番15号
わかば	田園調布南 8番23号
久が原	久が原 二丁目16番17号
千鳥	千 鳥 一丁目1番25号
仲池上	仲池上 一丁目21番16号
千束	南千束 三丁目23番10号
糀谷	西糀谷 二丁目14番18号
羽田	羽 田 四丁目11番1号
本羽田	本羽田 三丁目17番20-108号
いすも	南六郷 一丁目10番3-101号
南六郷	南六郷 一丁目33番1-101号
志茂田	西六郷 一丁目3番2号
みどり	西六郷 三丁目30番20-101号
下丸子	下丸子 二丁目20番15号
矢口	新蒲田 二丁目12番18号
本蒲田	蒲 田 一丁目4番23号